

環境影響評価調査計画書審査意見書

「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東日本旅客鉄道株式会社
代表者：代表取締役社長 深澤 祐二
所在地：東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：羽田空港アクセス線（仮称）整備事業
種 類：鉄道の建設、鉄道の改良
- 対象事業の所在地
起 点：港区芝浦一丁目
終 点：大田区羽田空港三丁目

第2 意見

【騒音・振動】

工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】

京浜島つばさ公園付近は、本事業による中間立坑、換気施設等の工事が予定されているが、その位置、規模、施工方法等が不明確であることから、これらを示した上で、京浜島つばさ公園周辺における生物・生態系、自然との触れ合い活動の場を与える変化の内容及びその程度が明らかになるよう適切に予測・評価すること。

【廃棄物】

本事業では、事業区間約 12 kmのうち約 5 kmはシールド工法を用いたトンネル区間であり、大量の建設発生土の排出及び立坑の掘削に伴う廃棄物の発生も想定されることから、予測に際しては、施工計画の内容に加え類似事例を参考に、発生廃棄物等の種類、排出量についてより詳細に検討し、再資源化等の予測・評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。